

ともに担い ともに築く ^{ひと}女と^{ひと}男の情報誌

ねっとわあく

2017/3/25 Vol.68

明日へとつなぐ 『男女共同参画社会』



明日へとつなぐ 男女共同参画社会



2016年夏、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて初めての選挙が行われました。新たに有権者となった18歳、19歳の約240万人の若者たち。彼らはどんな思いで選挙権を行使したのでしょうか。若者の政治離れが取り沙汰される中、日々の暮らしと直結する国政選挙に対する若者の動向は、大きな話題となりました。それは、男女共同参画社会の実現を目指す「ねっとわあく」の編集者にとっても、関心が高いテーマでした。そこで「ねっとわあく」68号は、これから日本社会を担う若者たちへのメッセージとして、『明日へとつなぐ男女共同参画社会』としました。

「男女共同参画社会基本法」が制定されたのは、1999年。同法は理念として、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」と謳っています。あれから18年。「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の実現は、どれくらい達成できたのでしょうか。日本社会を男女共同参画の視点で見た場合、どれだけの変化があったのでしょうか。そして、改善できるのに見過ぎてきたことがどれだけあるのでしょうか。

例えば、教育現場では、男女混合名簿の採用、家庭科科目の見直しなど、積極的に男女格差の是正に取り組んでいます。しかし、子どもたちが社会に出ると、就学中には感じたことのない男女の格差、差別、不平等が社会の中にあることを知ることになります。

また、テレビ、雑誌、インターネットなど、毎日触れるCM、ポスターを男女共同参画の視点で見ると違和感があふれています。他方、世界に目を向けてみると、日本のジェンダー格差指数は144カ国中111位と、男女平等が進んでいないのが現状です。

「ねっとわあく」68号は、今一度「男女共同参画」についての理解を深め、ジェンダーにとらわれた社会のあり方から脱却し、よりよい明日を築いていくため、若い世代の人々に、そしてかつて若い世代であった人々に贈ります。

感性のアンテナを伸ばそう!

～日本の現状と、
世界から求められている『配慮』について～



▲静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

日本における 「男女共同参画社会」の歩み

1985年(昭和60年)、日本は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女子差別撤廃条約」)を批准し、翌86年(昭和61年)には職場における男女の差別を禁止し、平等に扱うことを定めた「男女雇用機会均等法」が施行されました。その後1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)のことです。

なお、静岡県でも1986年(昭和61年)、「婦人のための静岡県計画」が策定され、1993年(平成5年)には女性の自主的・積極的な活動や社会的自立支援の計画を推進する拠点施設として「あざれあ」がオープンしました。同施設は男女が共に築き共に担い合う社会の実現を目指し、2003年(平成15年)に「男女共同参画センターあざれあ」と名称を変更しました。

このように、日本は男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組み

や啓発活動を、実施してきました。



発展途上の「男女共同参画」

「夫は家庭において経済的な基盤を背負い大黒柱となるべし。妻は内助の功としてそれを支えるべし…」という考えは、さすがに前時代的だと批判される風潮になってきましたが、女子差別撤廃条約を批准してから30数年たった現在の日本の「男女共同参画」は、残念ながら未だ発展途上のままです。

社会情勢が変化し所得が伸び悩み一方で、税金や社会保険料の負担は増大し、将来に見通しが持てない人々が増えました。多くの世帯では、夫婦共働きでなければ生活が成り立たない現実があります。これまで女性が主に行ってきた育児や介護、地域のボランティア活動も男性と共に担わなければならないことは、もはや待たなしの状況ですが、『育メン』(育児参加に積極的な夫)や『家事ダン』(家事を積極的にこなす男性)という言葉が生まれ、「好ましい理想の男性像」として

日本と静岡県の 男女共同参画のあゆみ

- 1977年(昭和52年) 国内行動計画 策定
- 「国内行動計画前期重点目標」発表
- 国立婦人教育会館開館
- 1980年(昭和55年) 「女子差別撤廃条約」署名
- 生活環境部に「婦人対策室」設置
- 1981年(昭和56年) 「国内行動計画後期重点目標」発表
- 1982年(昭和57年) 「ねとわあく」創刊
- 1983年(昭和58年) 生活環境部に「婦人青少年課」設置
- 1985年(昭和60年) 「男女雇用均等法」公布
- 「労働者派遣法」公布
- 「女子差別撤廃条約」批准
- 1986年(昭和61年) 「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行
- 「婦人のための静岡県計画」策定
- 1987年(昭和62年) 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定
- 生活環境部に「婦人課」設置
- 労働部に「就業婦人課」設置
- 1989年(平成元年) 学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必修等)
- 「婦人総合センター」(仮称)基本計画 策定
- 1991年(平成3年) 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」第一次改定
- 「育児休業法」公布
- 1992年(平成4年) 「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定
- 「育児休業法」施行
- 1993年(平成5年) パートタイム労働法 公布・施行
- 静岡県女性総合センターあざれあ開館
- 1994年(平成6年) 総理府に「男女共同参画室」設置
- 「労働基準法の一部を改正する法律」施行
- 1995年(平成7年) 「育児・介護休業法」成立

※黒字は国内のあゆみ、赤字は県内のあゆみ

様々な配慮

男女共同参画社会を目指し取り組みが進む中で、私たちの生活も変化しています。それに合わせ、私たちの考え方、行動も変化を求められています。

教育

中学校では女子のみの必修であった家庭科が、1993年から男女共修となりました。教科書で使われる教材もジェンダーに偏らないものが使われるように。体操服や上履きなど、以前は男女でデザインや色が異なっていたものが同じデザイン、同じ色のものに統一されています。名簿が男女混合に変わりました。

大学への進学

かつて、女性は高校が短大を卒業し、数年働いて結婚退職すればいいと考える人が多くいました。しかし、最近女子生徒の大学進学率は以前と比べて高くなりつつあります。理工系の学部を選ぶ女子はまだ少ないのが現状で、理工系分野への進学を促す「リコチャレ」の取り組みが行われています。

家庭や職場

それまでは夫婦間やカプルの痴話げんか、親から子どもに対しての行き過ぎたしつけ、とされてきた私的な関係での暴力や虐待が、「ドメスティック・バイオレンス」として規制されるようになりました。職場において当事者間の「一方的な性的嫌がらせはセクシャルハラスメント」として労働上の問題であるとされ、企業には防止に取り組む義務が課せられるようになりました。「個人的なこととして扱われ、以前であれば事件や問題にならなかったことが、現在は人権侵害として認知されています」。

美化され流行っているうちは、男女共に責任を担うべき社会の実現はまだまだ道半ばと言わざるを得ません。

性差別表現がまかり通る日本社会

以前と比べ、「男女共同参画社会基本法」の概念は定着しつつあります。しかし、自治体や企業の広報のあり方が性差別的であるとの批判が殺到し、「誤解を招く表現だった」として公開中止に追い込まれる騒動は後を絶ちません。その一方で、批判の対象となつた自治体や企業を擁護し、「どうしても男尊女卑と捉えるのか」とか、「重箱の隅をつつき過ぎだ」とか反発する意見もみられます。



（近年起こった各騒動については、インターネットで「男尊女卑、批判」のキーワードで検索してみてください。メディアで話題になった騒動や、批判に対する批判もたくさん出てきます）

『配慮された表現』が求められている

しかし、このような表現に関する問題は、インターネットが発達した現代では、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを通じて、瞬時に世界中で共有されます。性差別的な表現は、国内のみならず海外のメディアで批判的に報じられ、人権問題として糾弾されることとなります。

だからこそ、インターネットを通じて誰もが発信者になりうる今、私たちは、世界レベルの広い視野で様々な立場にある人々に配慮した行動することが求められています。なぜなら、少子高齢化が進み、性的マイノリティが全人口の7・6%を占めると言われる（※電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2015」より）現代の日本において、昔ながらの男女の性別役割に根差した主義主張は、大部分の人にとって無益なものであり、「女らしさ」や「男らしさ」とに与えられた固定観念が、世界で通用しないのは明白だからです。



- 1996年（平成8年）
 - 「男女共同参画2000年プラン」策定
 - 「労働者派遣法」改正
 - 「男女が共に創るしずおかプラン」策定
- 1997年（平成9年）
 - 「男女雇用機会均等法」労働基準法「育児・介護休業法」改正・公布
 - 「特定非営利活動促進法（NPO法）」成立
 - 「介護保険法」公布
 - 「男女が共に創るしずおかプラン推進計画（アクションプログラム）」策定
- 1998年（平成10年）
 - 「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行
- 1999年（平成11年）
 - 「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行
 - 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
 - 「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）
 - 「ふじのくに・男女共同参画の日」制定（7月30日）
- 大須賀町男女共同参画都市宣言（9月14日）
- 2000年（平成12年）
 - 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
 - 「男女共同参画基本計画」策定
 - 「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定
- 2001年（平成13年）
 - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行
 - 「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行（7月24日）
- 2002年（平成14年）
 - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行
 - 改正育児・介護休業法施行
 - 配偶者暴力相談支援センターを静岡県女性相談センターに設置
- 2003年（平成15年）
 - 「少子化社会対策基本法」施行
 - 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行
 - 「静岡県男女共同参画基本計画」ハローモニツクしずおか2010策定
 - 静岡県女性総合センターを「静岡県男女共同参画センター」に改称
- 2004年（平成16年）
 - 「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」一部改正

労働

1999年施行「改正男女雇用機会均等法」では、採用、募集、昇進や配置換えなどにおいて男女差別の対応が禁止となりました。ただ、働き方そのものを見直すという点では、まだ不十分な内容です。

産休・育休・介護休業

2016年4月、「女性活躍推進法」が施行されました。大企業に女性を登用する際の数値目標が、義務付けられました。また、2017年1月からは「改正育児介護休業法」が施行され、男女共に離職せず働き続けることが出来、必要ときに仕事と家庭の両立ができるよう取り組みが始まりました。

婚姻制度

多様な性的志向や性自認、生き方の尊重が世界で求められている中、日本はいまだ同性婚が法律上認められておらず、同性パートナーシップ条例や要綱を制定した自治体も非常に限られています。2016年の時点で公的制度を施行している自治体は、東京都渋谷区・同世田谷区・三重県伊賀市・兵庫県宝塚市・沖縄県那覇市の5カ所のみ。札幌市は2017年度に制度を導入するべく検討中で、実現すれば政令指定都市としては初となります。

すべての人の基本的な権利を尊重し、性や生き方の多様性に配慮する観点で、婚姻制度のありかたについても、議論を深めていくことが必要です。

「おかしい」と感じ取る力

静岡大学名誉教授・故染谷臣道さんは、以前次のように述べていました。

「人間が100人いたら、100通りの性がある『n個の性』という考え方があって、n個の性という考え方があって、男と女という分け方そのものに問題があり、実態は違うんじゃないかという考え方です。（中略）男性も女性も年齢や職業によって様々ですから、個々人に分解してみたら『多様性』を認めることが大事です。そういう意味において、男性と女性とに分けることすらも大雑把すぎると思います」（※「ねっとわあく67号」染谷臣道・絹代夫妻と「女子力」「男子力」「人間力」について考える」より）

染谷さんの考えを言い換えれば、例えば台所用品の宣伝に「エプロンをつけた女性」を起用したり、自信たっぷりな男性が運転し、女性がうっとり助手席に座るような車の宣伝は「大雑把すぎる」わけです。このようなCMに遭遇した時、「おかしい」と感じる力を養うことは、無意識にすり込まれた性別役割から私たちを解放します。

アンテナを伸ばし語り合おう

まず、「違和感を覚えるアンテナ」を伸ばすことが大事です。そして、日々



の生活やメディアにおける違和感を、身近な人と率直に語り合うところから始めませんか？ 私たち一人ひとりが「自分以外の誰かはどうか感じるか」に配慮することで、お互いの多様性を認め合うことができ、結果的にすべての人が生きやすい社会の実現に繋がっていくからです。

そう考えると、『男女共同参画』や『女性が輝く』社会を目指す現在の施策も、より多様性に配慮した表現や概念に見直される転換期がくるかもしれません。

誰もが同じ時代の担い手として、表現に対するアンテナを伸ばし議論を深めることは、皆が暮らしやすい社会を共に育むことに繋がります。そのような生き方や考え方を、次世代に受け継いでいきたいものです。

（藁科可奈）

2005年（平成17年）

「改正育児・介護休業法」施行
「男女共同参画基本計画（第2次）策定」
「すおか次世代育成プラン」策定

2006年（平成18年）

「改正男女雇用機会均等法」成立（平成19年4月から施行）

2007年（平成19年）

「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）宣言」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックすおか2010（後期実践プラン）」の策定

「男女共同参画社会」づくり宣言」推進事業開始

2008年（平成20年）

「女性の参画加速プログラム」策定
「豊田市が「男女共同参画宣言都市」となる記念式典（8月2日）」

2009年（平成21年）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（11月26日成立・12月3日公布）
次世代育成支援対策推進法の一部改正

「豊田市が「男女共同参画宣言都市」となる記念式典（11月14日）」

2010年（平成22年）

「育児・介護休業法」の一部改正（6月30日から施行）
「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定

2013年（平成25年）

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正

「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期事前計画」策定

2014年（平成26年）

「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が閣議決定

2015年（平成27年）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（9月4日公布）
「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

参考

平成27年度静岡県男女共同参画白書参考資料
「男女共同参画に関する国内外の主な動き」